



きたほ Hot Line 2017.7

発行部数 **3,000部**

●平成29年7月号 第504号
●平成29年7月1日発行 ●毎月1日発行



【活動報告】3ページ

Excelマクロ入門セミナーを開催しました

仙台北優法会だより
定時総会&講演会を実施

【女性部会】3ページ

『税務研修会』が開催される

【青年部会】3ページ

『盲導犬勉強会』を開催!

【タックスQ&A】4ページ

税務署からのお知らせ
定期同額給与の範囲の見直し

【ビジネスニュース】5ページ

人の嫌がる仕事にチャンスあり

【新入会員の紹介】5ページ

平成29年3月18日から5月19日入会申込分

【特集記事】6-7ページ

健康保険・厚生年金保険の被保険者の適用拡大
—その詳細と企業の対応を考える—

(株)人事サポートプラスワン代表取締役 松本 健吾 氏

【活動報告 他】8ページ

自社ホームページへのリンクバナー設置のお願い
吉岡宿國恩記を学ぶ!

“無理なく節電”で快適な環境を作りましょう
会員の皆様へのお願い

行事予定はホームページをご覧ください。

<http://www.kitaho.or.jp>

仙台北法人会

検索

きたほHotLineは皆様の会費によって製作されています。

2ページ

今月の喜多宝人
間かせて!!
社長さん

柿野 貞夫さん

(株)南光台金物
(建築資材販売・生コン製造販売)

今月の喜多宝人

聞かせて!!

社長さん

豊富な商品群とグループネットワークでお客様をバックアップ

仙台青葉まつりも終わり、初夏の日差しが続いている5月下旬に、仙台市泉区南光台の「株式会社南光台金物」を訪ね、代表の柿野さんにお話を伺いました。

病弱だった幼少期

私は昭和10年に宮城県塩釜市の鹽竈神社の近くで生まれました。現在も塩釜に住んでおり南光台に毎日通勤しております。

幼い頃は体が弱く小学校4年生までは病院の入退院を繰り返しており、半分位は学校を欠席していました。そのためあまり友達と遊んでいた記憶が無く、病室でいつも看護婦さんにトランプやゲームなどで遊んでもらっていたのをよく覚えております。ところが昭和20年終戦と同時に、嘘のように体調が良くなり、学校を休むこともなくなりました。中学校から、仙台商業高等学校に進学し、卒業後に簿記一級を取得し、友人からの誘いで東京・八王子の税務会計事務所就職し5年間在籍致しました。

その後塩釜に呼び戻され、母の実家が食料品の卸問屋を営んで

いたので、経理として入社し働くようになりました。

偶然の出会いから社長に

私が42歳の時いろいろな事情でやむなく会社をたたむことになり、これからどうしようかと悩んでいた時、たまたま個人的お付き合いがあった(有)小野寺工業所(通称・南光台金物)の小野寺社長様から経理を見てくれと声をかけられ昭和53年に入社いたしました。

小野寺工業所では専務として働いていたのですが、バブル崩壊などの影響か業績が段々と思わしくなくなり、小野寺社長から今後についての相談を持ちかけられました。当時グループ会社を合わせて60数名程の社員がおり、路頭に迷わす訳には行かないとの思いから、平成12年6月にグループ社員有志で資本金を出し合せて、資本金3000万円の(株)南光台金物を立ち上げ、私が代表取締役社長になりました。

全国でも珍しい金物屋

当社は社名に「金物」と入っているものの実際は、建築土木資材販売

と生コンの製造販売を二本柱にして

おり、金物店で生コン工場を併設しているのは全国でも当グループだけではないのかと思います。北に富谷金物・南に南光台金物宮城野店があり、小回りの効く小型生コン車2トン〜4トン車30台保有して、仙台市内外の建築現場を駆け回り、多くのお客様から利用して頂いております。また、当社は仙台市内とその近郊にグループ店を含め7店舗あり、いずれかの店舗に掛売り申込んだくと、弊社審査後に、どのお店でも伝票で買物が出来るような仕組みを作っております。このシステムも全国的に見ても当社ぐらいかと思えます。

これからもグループを県内に拡大し、東北地方の金物店とも業務提携し、さらにお客様の利便性を高めて、「金物屋のコンビニ」のような便利な存在になればと考えております。

当初、65歳で会社を立ち上げたので代表取締役社長を勤めるのは5年の予定でしたが、今や18年目になって、そろそろ世代交代が必要だと感じております。グループの社員全員で次なる社長を決め、社員一人ひとりがやり甲斐を感じながら働くよう、きっちりとした部門間の連携と責任体制をとり、開かれた経営を目指し、さらにネットワークを広げ、お客様に喜んで頂けるようにしていきたいと思っております。

健康的な事は何もしていませんが、38年前の昭和53年に塩釜公民館で詩吟と出会い、10年で師範席【帥洲】を戴き、以来詩吟教室(月3回)を持つまでになりました。日本吟道奉賛会に所属し日本各地の神社・仏閣に会員・生徒を連れて詩吟奉納に参ります。中国・寒山寺、金州城やサンフランシスコ等で披露したこともあります。

体調が許す限り生涯続けたいと思います。



【株式会社 南光台金物】代表取締役社長 柿野 貞夫さん

〒981-8002 仙台市泉区南光台南1-1-9 TEL 022-252-5490

◆この記事は、各支部長の推薦により掲載しております。掲載を希望される方は各支部長又は事務局に申し出てください、支部長の推薦により決定いたします。

【簡単にできる! Excelマクロ入門セミナー】を開催しました

6月7日(水)、仙台市青葉区大町にある新仙台ビルディングにおいて、仙台北・中法人会共催「簡単にできる!Excelマクロ入門セミナー」と題したパソコンセミナーを開催しました。参加者は20名、うち当会からは9名の会員の方々にご参加いただきました。

講師には富士通エフ・オー・エム(株)のパソコンインストラクター松山裕子先生をお招きし、Excelマクロとはどういふものなのかを基本から解説いただき、実際に操作しながら「自動化」のノウハウを3時間にわたって学習しました。

今回のマクロセミナーは、当会で初めての開催ということもあり、定員を超える方々にお申込をいただくなど、大変反響の大きなセミナーで、Excelマクロに全く触れたことのない方から、自己流でアレンジしながらマクロと格闘していらっしゃる方までさまざまなスキルの皆様にご参加いただきました。

「マクロ」とは、Excelに限らずアプリケーション全般において、その内部で実行可能な一連の操作を登録し、自動的に実行させることができる機能のことで、この「マクロ」を習得し機能をうまく利用することにより、手作業では時間がかかりすぎたり、ミスが出やすかった作業を直接入力することなく自動化し、簡単に作業を完了させることができることと、参加者からは「今まで知らなかった機能を習得でき、これから仕事を効率的にこなせそうな気がします」や「ぜひ仕事に活用していきたいです!」といった感想が多く寄せられるなど、大変好評のセミナーとなりました。



セミナーの様子



松山裕子先生

当会では今後もさまざまなセミナーを開講予定です。開催日が近くなりましたら、随時ホームページや広報誌等でご案内してまいりますので、ぜひとも奮ってご参加下さい!

仙台北優法会だより

定時総会&講演会を実施

おいしいお酒を飲むためのプチ情報

去る5月15日(月)、仙台北優法会(松本信義会長)では、斎藤敏春仙台北税務署長を講師にお迎えし、「お酒のちょこっとガイド」と題した講演会を実施しました。

宮城県は全国新酒監評会での入賞率が第1位で、約9割が高品質酒(東北平均は5割)であることや、日本酒の種類とそれぞれに適した飲用温度など、日本酒の奥深さとおいしいお酒の飲み方を学んだ講演会となりました。



斎藤敏春署長による講演(講演会)

優法会活動は益々重要に

また、引き続き行なわれた第32回定時総会では、全ての議案が承認された後、斎藤署長より「税務行政の良き理解者、また、善良な納税者としての仙台北優法会の皆様の存在は、益々重要なものになると考えております。」というお言葉を頂戴し、適正申告への決意を新たにしました。



松本信義会長あいさつ(定時総会)

3

青年部会 Information

『盲導犬勉強会』を開催!

青年部会(清水俊弘部会長)では、去る6月13日(火)18:00~「新仙台ビルディング 5階 会議室」にて『盲導犬勉強会』を出席者28名で開催いたしました。

今年度、当部会では「みんなに優しい街 ~盲導犬の理解を促そう~」をテーマに【ほじょ犬マークステッカー】の周知・貼付の協力呼び掛けを行う『盲導犬支援事業』を7月22日(土)に企画しており、初開催となる当事業を前に、まずは我々青年部会メンバーが盲導犬の理解を深めることを目的としての開催となりました。

講師に、(公財)日本盲導犬協会 仙台訓練センターより飯田篤史氏をお招きし、「盲導犬の現状・今後の課題」についてお話しいただきました。

現在、宮城県内では盲導犬が21頭しか活動しておらず、まだまだ大勢の方が盲導犬を必要としていることや、盲導犬の入店等の受入拒否問題、盲導犬ユーザーが電車のホームから転落した事故についてや、一般市民がどの様に手を差し伸べたら良いのか等、初めて耳にすることも多く質疑も数多く出るなど活発な勉強会となりました。

今回の勉強会で学んだことを活かし、7/22の『盲導犬支援事業』も成功するよう一致団結して準備を進めて参ります。



青年部会会員大募集中! 詳しくはホームページで <http://www.yg88.com/>

女性部会 Information

『税務研修会』が開催される

女性部会(鈴木征子部会長)では、去る5月26日(金)新仙台ビルディングにおいて『税務研修会』を開催しました。

講師に仙台北税務署 筆頭副署長 遠藤徳氏を迎え「税のよもやま話」と題し、これまで担当された業務の中でのエピソードや苦労話、そして平成31年10月から導入される消費税率10%(軽減税率を含む)の概要について等のお話をいただきました。参加者からは、「税務署の業務について知らないことが知れて面白かったし興味深かった」や「時間が足りなかった。もっと聞きたかった」など、大変好評を得て終了しました。



講師 遠藤 徳(いさお)氏



研修の様子

今後の事業予定

【センスアップセミナー】

平成29年7月7日(金) 13:30~15:30

講師: 山本 志乃さん(スタジオ・ラヴィ 主宰)

内容: 姿勢エクササイズ、表情筋エクササイズなど

場所: 新仙台ビルディング

受講料: 500円

※詳細はホームページにて掲載、部会員へは別途ご案内しております。



女性部会会員大募集中! 入会初年度は年会費無料です。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIU損害保険株式会社 仙台営業支店 TEL. 022-726-7551

政府労災の上乗せ補償制度
アットワーク
ハイパー任意労災

火災と地震災害に備える
プロパティガード
+地震対策プラン

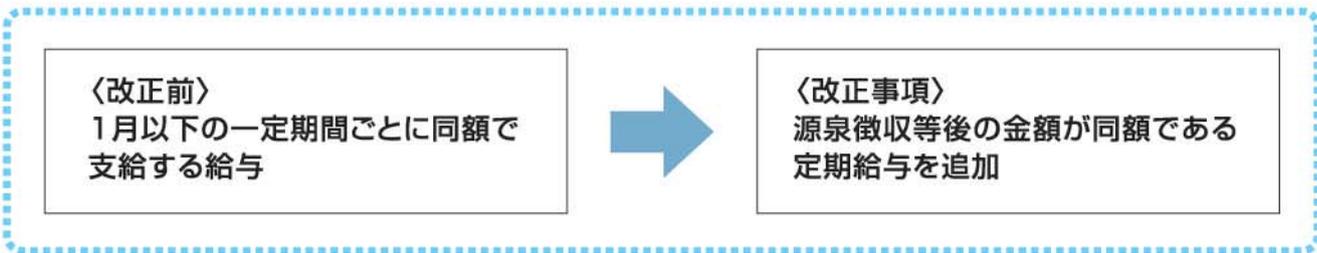
企業向け第三者賠償保険
企業賠償保険
STARs (スターズ)

個人情報の漏洩事故対策
個人情報漏洩
対策プラン

税務署からのお知らせ

(定期同額給与の範囲の見直し)

平成29年度税制改正により、損金の額に算入される定期同額給与の範囲が見直しされました。



定期同額給与とは、その支給時期が1月以下の一定期間ごとである給与でその事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずる一定の給与をいいます。

平成29年度税制改正により、額面から、源泉所得税や個人住民税、社会保険料等を控除した後の「手取り」が同額の場合についても、支給額が同額とみなされ、損金算入が認められることとなりました(法人税法34条1項1号、法人税法施行令69条2項)。

具体的には、下記イメージのとおり、例えば、X年6月から個人住民税額が変更、X年10月から社会保険料が変更された場合には、各月の額面は同額ではないものの、「手取り」は同額であるため、定期同額給与として額面の合計906.8万円の損金算入が認められることになります。

《手取りを同額に設定した場合のイメージ》

支給時期	額面	手取り	支給時期	額面	手取り
X年4月	75万円	60万円	X年11月	75.8万円	60万円
X年5月	75万円	60万円	X年12月	75.8万円	60万円
X年6月 (個人住民税額の変更)	75.5万円	60万円	X+1年1月	75.8万円	60万円
X年7月	75.5万円	60万円	X+1年2月	75.8万円	60万円
X年8月	75.5万円	60万円	X+1年3月	75.8万円	60万円
X年9月	75.5万円	60万円	計906.8万円 (損金算入OK)	計720万円	
X年10月 (社会保険料の変更)	75.8万円	60万円			

【適用時期】

平成29年4月1日以後に支給に係る決議(その決議が行われない場合には、その支給)をする給与について適用されます。



損金の額に算入される役員給与について、上記の定期同額給与以外の給与についても見直しが行われました。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載されているパンフレット(平成29年度法人税関係法令の改正の概要 46ページ~)をご覧ください。



有限会社サンライズシステム
取締役社長 瀬谷 春夫

人の嫌がる仕事にチャンスあり

◎ やる気を失った社員が輝くとき

昨年12月にAさんと会食した時の話です。Aさんと仕事上の取引はありませんが、年に数回飲むようになってから5年以上になります。待ち合わせ場所の新幹線改札口で久しぶりに会ったとき、Aさんは別人かと思うほど痩せていました。うっかり3キロも太った私とは対照的でした。

Aさんはまだ30代後半ですが、ある営業所の責任者として昨年4月から単身赴任中です。

Aさんの好きなお寿司屋さんで乾杯し、杯を重ねた後でAさんが話をしたことは次の通りです。

「転勤先の営業所で、仕事も人間関係もうまくいかなくて悩んでいる」。

話を聞くと、営業所の男性社員はAさんより年上も多く、役職上はAさんの部下になるため扱いにくい。そして社内で会食をすると会社の悪口しか言わないような「やる気のない社員」が集まっているようでした。

また過去の売掛金の未回収も多く、Aさんをさらに悩ませていました。

Aさんは仕事上のストレスが原因で、こんなに痩せてしまったのかと思ひ、切なくなりました。

優秀なAさんが問題のある営業所に転勤した背景には、社長の何らかの意図があるはず。その営業所で自分が果たすべき役割を冷静に考える必要があります。

以前、取引先の方から、40代になると今後の昇進の可能性が大体分かり、昇給が止まった途端にやる気を失う社員が出ると聞いたことがあります。やる気を失った社員が再び輝くような仕組みを考えないと、定年延長の65歳まで耐え忍ぶには辛いものがあります。

私がAさんに話をしたことは次の通りです。

「積極的に売掛未回収の会社を訪問し、売掛金の回収とともに自社の取引上の問題点を聞き取りしてはどうですか？売掛回収は大変な仕事ですが、人が嫌がる仕事を地道にこなすことで他の社員から信頼されるようになります」。

よそ者のAさんだからこそ、過去に問題が発生して売掛金が未回収になっているような「気まずい会社」にも抵抗なく訪問することができるはず。

Aさんの置かれた立場は、まさに四面楚歌で最悪の状況です。ですが最悪の状況こそ人生の分岐点と考えて、前向きに取り組む必要があります。

売掛回収やクレーム対応から自社の問題点をあぶり出し、その解決方法を考えて全社的な取り組みに発展させれば、会社にとって必要な仕事を創り出すことができます。

課題解決のマニュアル製作を社内でくすぶっていた社員に任せれば、社内アドバイザーとして人に教える仕事生まれ、再度輝く機会が得られます。

私がAさんに対して、「会社でやる気を失った社員が再び輝ける場を作り出すことがAさんの使命だと思います」と話をした時、Aさんは何かを決意したようでした。

あれから5か月経ちましたが、Aさんが率先して売掛未回収先へ飛び込んだことで他の社員から信頼され、「仕事は自分で生み出すもの」という意識が他の社員にも徐々に浸透してきたそうです。朗報を聞いてうれしく思いました。

人生を好転させるきっかけは、「人の嫌がる仕事」にあります。

新入会員の紹介

平成29年5月25日理事会承認

■ 正会員

(敬称略)

入会月	支 部	法 人 名	業 種	紹介者・備考
3 月	北 西	(医)征輪会 パセロデンタルオフィス	医療・福祉業(歯科)	前ティーズカンパニーコミュニケーションズ<高橋隆幸>
3 月	北 東	(株)八百長商店	小売業(野菜果物)	仙台中法人会より転入
3 月	中 央	(株)ツノダ	土木建設関連	あゆみサポート(株)<大槻秀樹>
3 月	北 東	(有)マエシマ	不動産業	仙台中法人会より転入
3 月	北 東	(株)平工業	土木建設関連	AIU損害保険(株)<鈴木浩二>
3 月	泉 西	(株)藤光ネットワーク	小売業	AIU損害保険(株)<齋藤航平>
4 月	黒 川	(株)アルス	運送業	恵比寿総業(株)<今野明典>
4 月	泉 東	宏業電気(株)	電機・ガス・熱供給・水道業(電設資材等卸)	仙台中法人会より転入
4 月	北 東	山王興業(株)	土木建設関連	保険のタカセイ(株)<高橋昌弥>
4 月	黒 川	東日本ロード(株)	土木建設関連	AIU損害保険(株)<鈴木明由>
4 月	泉 東	(株)s.m.consulting	対法人サービス業(コンサルタント)	大同生命保険(株)<佐藤明日香>
4 月	泉 東	(株)D.force	土木建設関連	(株)社都総合保険事務所<松岡慎一郎>
5 月	北 東	(有)柴崎商事	小売業	(株)小松島ホンダ<小山ミヨ>

■ 賛助会員(支店法人・管轄外法人・個人)

(敬称略)

入会月	支 部	法 人 名	業 種	紹介者・備考
5 月	◇ 管 轄 外	東日本電信電話(株)宮城支店オフィス営業	情報通信業	

※ 掲載を辞退された会員様を除いております。

特集

健康保険・厚生年金保険の被保険者の 適用拡大 — その詳細と企業の対応を考える —

(株)人事サポートプラスワン代表取締役 **松本 健吾**

大企業では、平成28年10月1日から、今までよりさらに短い時間で働くパートタイマー等も健康保険・厚生年金保険に加入しなければならなくなりました。そして、さらに3年後において、すべての企業で同様の取扱いとすることが検討されることになっていきますが、平成29年1月から、大企業以外でも、任意で同じ取扱いができることとなりました。

そこで、これらのしくみについて、具体的な解説をしながら、企業としての取組みについて考察してみましよう。

1. 被保険者資格取得の基準変更

健康保険・厚生年金保険では、本人の意思や給与の金額にかかわらず、健康保険は75歳まで、厚生年金保険は70歳まで被保険者となります。そして、実態のおよび常用的使用関係にあるかどうかによって被保険者となるかどうか決定することから、労働日数と労働時間を基準として判断します。具体的には、1週の所定労働時間および1か月の所定労働

日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の4分の3以上であれば被保険者となります。

実は、この基準も、平成28年10月1日から変更されています。今までは、1日または1週の所定労働時間および1か月の所定労働日数がおおむね4分の3以上であり、被保険者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し判断することとされていましたが、「おおむね」であったり「総合的に勘案」したりといったあいまいな目安は廃止され、明確に線引きがされたのです。

なお、改正前から被保険者である場合は、これらを満たしていなくても、引き続き同じ事業所に雇用されている間は被保険者のままで喪失する必要はありません。

2. 短時間労働者に対する適用拡大

しかし、大企業では、もともと短い時間で働く人も被保険者となります。その要件が、次の4つです。

① 週の所定労働時間が20時間以上

であること

↓就業規則や雇用契約書等により通常の週に勤務すべきとされている時間です。

② 雇用期間が1年以上見込まれること

↓期間の定めがないものや同様に働く人が1年以上更新されているものを含みます。

③ 賃金の月額が88,000円/年

収で106万円以上であること
↓精皆勤手当・通勤手当・家族手当のほか、賞与や割増賃金等は除きます。

④ 学生等でないこと

↓夜間等の学生、卒業見込みがあり卒業後も勤務する予定の人は被保険者になります。

3. 新たな「特定適用事業所」とは

なお、大企業といっても、正しい要件で判断することが必要です。ここでいう大企業とは、同一の事業主における適用事業所(法人の場合、法人番号が同じもの)で、1年のうち6か月以上

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!

法人会のビジネスガード **Business Guard**

AIU損害保険株式会社 仙台営業支店 TEL. 022-726-7551

政府労災の上乗せ補償制度
**アットワーク
ハイパー任意労災**

火災と地震災害に備える
**プロパティガード
+地震対策プラン**

企業向け第三者賠償保険
**企業賠償保険
STARs (スターズ)**

個人情報の漏洩事故対策
**個人情報漏洩
対策プラン**

は500人を超える被保険者がいることが見込まれるもので、正しくは「特定適用事業所」といいます。

この特定適用事業所については、平成28年8～10月に、対象となることが明らかな企業には「特定適用事業所該当通知書」が送付されました。また、対象となる可能性が高い企業には「特定適用事業所に該当する可能性がある旨のお知らせ」が届き、該当する場合は「特定適用事業所該当届」を提出することにより特定適用事業所となりました。

今後、新たに対象となる場合は、①自主的に届出る、②日本年金機構の勧奨により届出る、③職権により適用される、のいずれかで特定適用事業所となります。

また、500人以下の企業は、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるとされていますが、これに先立ち、平成29年4月1日から、500人以下であっても、被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者の過半数で組織する労働組合等により、労使で合意されれば、社会保険に加入することができるようになりました。これを「任意特定適用事業所」といいます。

4. メリットとデメリット

このように、1週の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が4分の3以上であれば、健康保険・厚生年金

保険の適用事業所で勤務する人は被保険者となることを前提とし、さらに、同じ労働条件の短時間労働者であるにもかかわらず、特定適用事業所で勤務すれば加入し、特定適用事業所でなければ加入しないという違いが起ります。とはいえ、早ければ3年後には、特定適用事業所というしくみもなくなり、すべての適用事業所で短時間労働者の加入が義務付けられることも予想されることであり、これからのパートタイマー等の働き方を検討しておくことは重要なことです。

社員にとつてのメリットは、自分で不慣れな手続きをする必要がなく、会社で手続きしてもらうことよって安心できます。また、健康保険では、傷病手当金や出産手当金など、国保より手厚い給付が受けることができるようになり、厚生年金保険では、国民年金だけでなく多くの年金が受給できます。また、会社のメリットは、すべての適用事業所に拡大された場合はどこも同じになりますが、現状では、福利厚生の実態として、雇用がしやすくなるのが挙げられます。そこで、積極的にとらえて、任意特定適用事業所になることも考えられるのです。特に、定年後に再雇用された嘱託社員の場合、短時間で働くことも多いですが、定年前と同じ健康保険・厚生年金保険に加入し続けられることを望まれることがよく見られます。

しかしながら、デメリットと感

ことも少なからずあります。何より、被保険者になるということは保険料を納付しなければならぬことであり、特に企業にとつては、健康保険・厚生年金保険の保険料が原則的に折半負担であることから、保険料負担が増えることとなります。また、社員の場合、短時間で働く人は被扶養者となつていくことが多く、扶養加入していれば、健康保険料の負担はありませんし、配偶者であれば第3号被保険者として、国民年金保険料の負担もありません。被保険者となることで、これらいずれも納付することとなる。毎月の手取り額は大きく減額することになります。

なお、被扶養者になれるかの主要件は、年収130万円未満であることです。月額10万円であれば年間120万円であり、扶養加入できます。しかし、自分自身が健康保険・厚生年金保険に加入するかどうかは、働き方により判断されますので、保険料が要らないことを理由に加入しないことはできず、被扶養者の要件に当てはまったとしても被保険者にならざるを得ません。

5. 企業としての考え方

もし、健康保険・厚生年金保険に加入させたくない、したくないとするならば、法的な要件を避けるようにするしかありません。たとえば、労働時間を短くして週20時間を超えない

ようにしたり、雇用期間として1年以上は更新しないようにしたりするといったことです。しかしながら、このようなくみづくりでは、多くの短時間労働者を雇用しなければならず、また、次々と新たな採用を続けていかなければなりません。これでは結果的に、採用を含めた雇用管理として別の負担が増え、あまり意味がないように思います。

特に、期間雇用者については、労働契約法やパートタイム労働法により、雇止めや法定化や不合理な労働条件の禁止、これから始まる無期労働契約への転換など、厳しいルールがあり、雇用調整の機能ではなく、必要な期間だけ雇用するといった本来の目的が求められているところです。

将来に向けて、労働力人口が減少していくなか、働き手を確保し続けることは、企業にとつて大きな課題です。これに対する最も有効な方策は、女性と高齢者、そして外国人の活用と考えられています。このような人は、さまざま事情から、短時間で働くことのできる人たちが多く、この健康保険・厚生年金保険の適用拡大と密接に関係しているといえます。

何が会社にとつて重要なことかを正しく見極め、消極的な捉え方と積極的な捉え方の両面から検討し、自社に合ったしくみで導入を進めましょう。

アフラックは「がん保険」も「医療保険」も選ばれて契約件数No.1*

※平成23年度「インシュアランス生命保険統計」より

— 法人会 —

— 法人会 —



■引受保険会社（お問い合わせ先）

Aflac
アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)
仙台総合支社
〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 エール22階
法人会 0120-876-505

自社ホームページへのリンクバナー設置のお願い

仙台北法人会会員企業の信頼度向上と、本会事業をより多くの方々に認知していただけるよう、各社様のホームページとのリンクをお願いすべく、HPバナーを作成いたしました。つきましては自社のホームページやブログへのリンクバナーの設置にご協力ください。

バナーのダウンロード案内

仙台北法人会ホームページ (<http://www.kitaho.or.jp/about/link.html>) からダウンロードをお願いいたします。
 バナーサイズは4種類をご用意しております。【リンク先URL】<http://www.kitaho.or.jp/>

お問い合わせ先：公益社団法人 仙台北法人会 TEL.022-263-0151



吉岡宿國恩記を学ぶ!

去る4月26日(水)、黒川支部(佐々木久夫支部長)では、吉岡宿本陣案内所ガイドスタッフの菅原敏彦氏を講師にお迎えし、研修会を実施しました。

吉岡宿國恩記は、平成28年に公開された映画「殿、利息で



講演会の様子

ござる!」の基となったもので、困窮していく宿場を立て直すため9名の篤志家が私財を投げ打って行なわれた窮民救済事業をまとめたものであり、吉岡宿や近隣の宿の様子に感嘆しきりでした。

伝馬役が税の代わりに課せられていたなど新たな発見もありました。

皆様も一度映画の舞台の地を訪ねて、吉岡宿本陣案内所でお話を伺ってみてはいかがでしょうか。営業時間、休業日は案内所にお問い合わせください。

お問い合わせ 吉岡宿本陣案内所
 宮城県黒川郡大和町吉岡字上町31-1
 電話 080-8236-2008

“無理なく節電”で快適な環境を作りましょう

法人会では、7月15日(いちご)から21日までの一週間で節電の啓発に取り組む“いちご週間”と位置づけております。

節電に関する各種情報の提供や単位会の取り組み状況や節電のコツなどの紹介を掲載しておりますので、ぜひホームページをご覧ください。

法人会いちごプロジェクト

検索



会員の皆様へのお願い

移転、法人名・代表者、休廃業、その他登録情報に変更点が生じましたら、広報誌同封の宛名用紙裏面「会員変更届」に変更点をご記入の上、仙台北法人会事務局(FAX 268-0205)までご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 法人所在地の移転・変更
- 代表者の変更
- 決算期の変更
- 資本金・出資金等の変更
- 法人の組織変更・合併・解散・清算終了等
- 電話・FAXの変更 など

※ご提出いただいた個人情報、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付並びに福利厚生制度のご案内など本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

編集後記

二十代の後半のこと、青森の鶴田町に住んでいる友人と久々に仙台で酒を飲みに行くことになり、気を許した仲間とあってか、珍しく足がふらつくほど気持ち良く酔っぱらってしまいました。

壺屋橋で「じゃあ」と言って別れたところまでは覚えていたのですが、そのあとの記憶がありません。

ふと目を開けると、それまでの光景と違うのに気が付き、「どうして自分はここにいるのだろう?」と、暫くボ～としていました。

友人と別れてから、今居る我が家に戻るまでの過程が

どうしても思い出せないのです。

今は亡き父親の口癖は、「酒を飲んでも飲まれるな」でした。その意味がやっと分かるようになってからは、酒を飲む機会があっても酒に飲まれないように気を付けている昨今です。

「酒を飲んでも飲まれるな」奥の深い意味の名言だと思っています。

ここでは、お酒のことを言っているのですが、これとよく似たことがあります。何事も程々と言うことなのかもしれません。

広報小委員 佐々木 茂(佐々木電業株式会社)

仙台北法人会のホームページをご覧ください!!

● インターネットセミナー 469タイトルが見られます。(6/16現在) 専用コンテンツはID: hj1201j「パスワード: 0151」でご覧になれます。

会員の皆様へ

お役立ちリンク

インターネットセミナーの受講はこちらから

